

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）																																				
総則-13 総則 第2章 積算基準 第1節 積算基準 1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊，滞在を伴う業務の場合）	<table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費交通費の上限（千円）</th></tr><tr><td>測 量 業 務</td><td>直接人件費の0.83%</td><td>313</td></tr><tr><td>地 質 調 査 業 務</td><td>直接調査費の1.60%</td><td>765</td></tr><tr><td>土 木 設 計 業 務</td><td>直接人件費の1.33%</td><td>307</td></tr><tr><td>調 査 、 計 画 業 務</td><td>直接人件費の2.59%</td><td>904</td></tr><tr><td>用 地 調 査 等 業 務</td><td>直接人件費の2.29%</td><td>—</td></tr></table> (注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。 2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。 3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告、<u>流量観測結果報告含む</u>）、関係機関協議、<u>現地作業（現地踏査、点検等含む）の費用とする。</u> 4. 水文観測業務における、移動コースにかかる工数の算出は、1－3－3を適用する。 5. 用地調査等業務における旅費交通費の率は、打合せ、外業にかかる費用を含んでいる。公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313	地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765	土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307	調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904	用 地 調 査 等 業 務	直接人件費の2.29%	—	<table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費交通費の上限（千円）</th></tr><tr><td>測 量 業 務</td><td>直接人件費の0.83%</td><td>313</td></tr><tr><td>地 質 調 査 業 務</td><td>直接調査費の1.60%</td><td>765</td></tr><tr><td>土 木 設 計 業 務</td><td>直接人件費の1.33%</td><td>307</td></tr><tr><td>調 査 、 計 画 業 務</td><td>直接人件費の2.59%</td><td>904</td></tr><tr><td>用 地 調 査 等 業 務</td><td>直接人件費の2.29%</td><td>—</td></tr></table> (注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。 2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。 3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告、<u>流量観測結果報告含む</u>）、関係機関協議、<u>現地作業（現地踏査、点検等含む）にかかる費用を含んでいる。</u> 4. 水文観測業務における、移動コースにかかる工数の算出は、1－3－3を適用する。 5. 用地調査等業務における旅費交通費の率は、打合せ、外業にかかる費用を含んでいる。公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313	地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765	土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307	調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904	用 地 調 査 等 業 務	直接人件費の2.29%	—
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																																				
測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313																																				
地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765																																				
土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307																																				
調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904																																				
用 地 調 査 等 業 務	直接人件費の2.29%	—																																				
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																																				
測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313																																				
地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765																																				
土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307																																				
調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904																																				
用 地 調 査 等 業 務	直接人件費の2.29%	—																																				

改定

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
1-1 第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 〔2〕 独自基準 第1節 測量業務積算基準	1-3 測量業務費 1-3-2 測量業務費構成費目の内容 1. 測量作業費 （令和8年6月1日以降適用） （2） 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。	削除

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
2-1 第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 1節 設計等業務 〔2〕 独自基準	[2] 独自基準 （令和8年5月31日まで適用） なし （令和8年6月1日以降適用） 設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準／ 第1節 地質調査積算基準 1―2 地質調査業務費 1―2―2 地質調査業務費構成費目の内容 （1） 一般調査業務費 1) 純調査費 （ハ） 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。	[2] 独自基準 なし 削除

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
3-1 第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準 〔2〕 独自基準 第1節 土木設計業務等積算基準	1-2 業務委託料 2. 業務委託料構成費目の内容 （2）間接原価 （令和8年6月1日以降適用） 1）間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費，水道光熱費等の経費，オンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。	削除

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
4-1 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 〔2〕 独自基準 第2節 洪水痕跡調査業務	2-3 業務費構成費目の内容 （1）直接調査費 4）直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 （令和8年6月1日以降適用） （2）間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。	2-3 業務費構成費目の内容 （1）直接調査費 4）直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 削除
4-1 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 〔2〕 独自基準 第5節 水文観測業務	5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案) 5-1-3 価格構成費目の内容 （1）直接調査費 2）直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 （令和8年6月1日以降適用） （2）間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 削除	5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案) 5-1-3 価格構成費目の内容 （1）直接調査費 2）直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
4-2 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 〔2〕 独自基準 第5節 水文観測業務	5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ②旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 (令和8年6月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。	5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ②旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 削除
4-2 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 〔2〕 独自基準 第5節 水文観測業務	5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案) 5-3-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 (令和8年6月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 削除	5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案) 5-3-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 削除

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
4-2 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 〔2〕 独自基準 第5節 水文観測業務	5-4 水文資料整理業務積算基準(案) 5-4-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 (令和8年6月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。	5-4 水文資料整理業務積算基準(案) 5-4-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 削除

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
6-1 第6編 用地調査等業務 第1章 用地調査等業務 〔2〕独自基準 第3 業務費の内容及び積算	第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 （2）直接経費 ロ-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊を、滞在を伴う業務の場合） 2）率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 以下に読み替える。 宿泊費は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3-2（2）率を用いた場合の宿泊費の積算」を適用する。 （令和8年6月1日以降適用） 2 その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 5 履行期間の算定（2）不稼働係数 以下に読み替える。 不稼働係数は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-2（1）不稼働係数」を適用する。	第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 （2）直接経費 ロ-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊を、滞在を伴う業務の場合） 2）率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 以下に読み替える。 宿泊費は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3-2（2）率を用いた場合の宿泊費の積算」を適用する。 削除 5 履行期間の算定（2）不稼働係数 以下に読み替える。 不稼働係数は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-2（1）不稼働係数」を適用する。

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
p8-2 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-1編 港湾 第3部 その他の積算基準 第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接人件費 (2) 材料費	(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価	(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 <u>物価資料における単価の取り扱いについては、以下による</u> ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節/2-2 端数処理等の方法 (2) 単価 (単価表及び内訳書の各構成要素の単価) 及び (3) 物価資料を用いる単価
p8-3 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-1編 港湾 第3部 その他の積算基準 第2編 測量・調査等業務 5節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (2) 材料費	(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価	(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 <u>物価資料における単価の取り扱いについては、以下による</u> ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節/2-2 端数処理等の方法 (2) 単価 (単価表及び内訳書の各構成要素の単価) 及び (3) 物価資料を用いる単価

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
p8-4 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-1編 港湾 第3部 その他の積算基準 第2編 測量・調査等業務 8節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接調査費 (2) 材料費	(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価	(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 <u>物価資料における単価の取り扱いについては、以下による</u> ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節/2-2 端数処理等の方法 (2) 単価 (単価表及び内訳書の各構成要素の単価) 及び (3) 物価資料を用いる単価
p8-5 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-1編 港湾 第3部 その他の積算基準 第2編 測量・調査等業務 8節 海象観測装置定期点検・保守業務 参考資料－1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 ②材料費	(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価	(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 <u>物価資料における単価の取り扱いについては、以下による</u> ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節/2-2 端数処理等の方法 (2) 単価 (単価表及び内訳書の各構成要素の単価) 及び (3) 物価資料を用いる単価

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
p8-5 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-1編 港湾 第3部 その他の積算基準 第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費 ①材料費	（2）材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 → 改定	（2）材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 物価資料における単価の取り扱いについては、以下による ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法（2）単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）及び（3）物価資料を用いる単価

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
p.8-6 第8-2編 漁港漁場整備 第1編 設計等業務 1節 設計等業務	[2] 独自基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準 第1編 設計等業務 1節 設計等業務 2. 積算価格の内訳 2-1 積算価格構成の内訳 2-1-2 間接原価 (令和8年5月31日まで適用) 1) 間接原価 間接原価については、以下による。 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 (令和8年6月1日以降適用) 1) 間接原価 間接原価については、以下による。 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 1) 業務委託料の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法（10）業務価格 2) 各構成費目の算定 (2) 直接経費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費 2-3 設計変更の積算 業務委託料の変更については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-9設計変更の積算方法 2-4 職種の定義 職種の定義については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-1技術者の職種区分 2-5 旅費の算定 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算	[2] 独自基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準 第1編 設計等業務 1節 設計等業務 2. 積算価格の内訳 2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 1) 業務委託料の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法（10）業務価格 2) 各構成費目の算定 (2) 直接経費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費 2-3 設計変更の積算 業務委託料の変更については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-9設計変更の積算方法 2-4 職種の定義 職種の定義については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-1技術者の職種区分 2-5 旅費の算定 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算

(削除)

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
pp.8-6～8-7 第8-2編 漁港漁場整備 第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務	第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3 旅費交通費／1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (令和8年5月31日まで適用) 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 (令和8年6月1日以降適用) 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 単価の端数処理については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2 端数処理等の方法（2）単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）及び（3）物価資料を用いる単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3 旅費交通費／1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
p.8-7 第2編 測量・調査等業務 4節 磁器探査業務	4節 磁器探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 (4) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法（10）業務価格	4節 磁器探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 単価の端数処理については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法（2）単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）及び（3）物価資料を用いる単価 (4) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法（10）業務価格
pp.8-7～8-8 第2編 測量・調査等業務 5節 潜水探査業務	5節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接工事費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 2-3 潜水探査工事の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 潜水探査工事費の端数処理については、以下による。 潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	5節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接工事費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 単価の端数処理については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法（2）単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）及び（3）物価資料を用いる単価 2-3 潜水探査工事の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 潜水探査工事費の端数処理については、以下による。 潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
pp.8-8～8-9 第2編 測量・調査等業務 6節 海象観測装置定期点検・保守業務	6節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接業務費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法(10)業務価格 参考資料-1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-2 構成要素の内容 2-2-1 調査業務費 (1) 直接調査費 ①労務費 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 ②材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 ③直接経費 Ⅲ) 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 2-3 調査費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法(10)業務価格	6節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接業務費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 単価の端数処理については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法(2)単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価)及び(3)物価資料を用いる単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法(10)業務価格 参考資料-1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-2 構成要素の内容 2-2-1 調査業務費 (1) 直接調査費 ①労務費 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 ②材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 単価の端数処理については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法(2)単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価)及び(3)物価資料を用いる単価 ③直接経費 Ⅲ) 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 2-3 調査費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法(10)業務価格

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
p.8-9 第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務	第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費 (1) 直接調査費 ①材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 ②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 間接調査費 ③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 (令和8年5月31日まで適用) (3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。 (令和8年6月1日以降適用) (3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。 2-3 土質調査の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費 (1) 直接調査費 ①材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 単価の端数処理については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法（2）単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）及び（3）物価資料を用いる単価 ②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 間接調査費 ③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費／1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 (令和8年6月1日以降適用) (3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。 2-3 土質調査の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
9-1 第9編 空 港 第1章 空港 〔2〕 独自基準 第2節 設計業務	第2節 業務委託料 2-2 業務委託料構成費目の内容 (2) その他原価 (令和8年6月1日以降適用) 1) 間接原価 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。	削除

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
掲載項 第10編 農業農村整備 第4章 設計 10-7 [独自基準]	第4章 設 計 [1] 適用基準 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計) Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準、設計業務標準歩掛 ／ 1 一般事項 ～ 8 積算参考資料作成 V 積算参考歩掛 設計業務等の積算参考歩掛、第2 設計業務積算参考歩掛 ／ 1 コンクリートダム ～ 12 小水力発電所 VI 留意事項 設計業務等の価格積算基準等の留意事項 ／ 第6 電子成果品作成費について 及び 土地改良工事積算基準(施設機械) Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準、設計業務標準歩掛(施設機械) 設計業務の価格積算基準(施設機械)等の運用 による。 [2] 独自基準 第1節 設計業務積算基準 第1項 適用範囲 この積算基準は、農業農村整備事業等に係る設計業務及び施設機械整備工事の設計業務について適用する。 第2項 設計業務費構成項目の内容 3-2 その他原価 (令和8年6月1日以降適用) その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。 なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含むものである。	第4章 設 計 [1] 適用基準 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計) Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準、設計業務標準歩掛 ／ 1 一般事項 ～ 8 積算参考資料作成 V 積算参考歩掛 設計業務等の積算参考歩掛、第2 設計業務積算参考歩掛 ／ 1 コンクリートダム ～ 12^I 小水力発電所 VI 留意事項 設計業務等の価格積算基準等の留意事項 ／ 第6 電子成果品作成費について 及び 土地改良工事積算基準(施設機械) Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準、設計業務標準歩掛(施設機械) 設計業務の価格積算基準(施設機械)等の運用 による。 [2] 独自基準 第1節 設計業務積算基準 第1項 適用範囲 この積算基準は、農業農村整備事業等に係る設計業務及び施設機械整備工事の設計業務について適用する。 (削除)

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
掲載項 第10編 農業農村整備 第4章 設計業務 10-8 [独自基準]	(1) 間接原価 間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）。PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 第2節 一般構造物設計 一般構造物設計については、「業務委託積算基準第3編第2章土木設計業務等標準歩掛」による。 第3節 橋梁設計 橋梁設計については、「業務委託積算基準第3編第2章土木設計業務等標準歩掛」による。 第4節 付帯構造物設計 第1項 適用範囲 本歩掛は、区画整理設計で行う付帯構造物設計の設計業務について適用する。 1-1 流末工 (1) 県管理の河川以下に適用する場合とし、大規模な流末工は除く。二次製品によるフラップゲートを設置する程度とする。 (2) 水理・構造計算はフラップゲート以外の河川管理区域内の構造物（堤体内の管渠等）を対象とする。 (3) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。 1-2 河川横断物設計（現場打ち、二次製品） (1) カルバート構造とし、設計荷重は2～10t程度とする。 (2) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。 1-3 道路取付設計 (1) 取付先は単車線道路との単純交差とし、T字交差点とする。右折レーンは設けない。 (2) 設計延長は本線L=50m、耕作道L=25m程度とする。 (3) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。	(削除) 第2節 一般構造物設計 一般構造物設計については、「業務委託積算基準第3編第2章土木設計業務等標準歩掛」による。 第3節 橋梁設計 橋梁設計については、「業務委託積算基準第3編第2章土木設計業務等標準歩掛」による。 第4節 付帯構造物設計 第1項 適用範囲 本歩掛は、区画整理設計で行う付帯構造物設計の設計業務について適用する。 1-1 流末工 (1) 県管理の河川以下に適用する場合とし、大規模な流末工は除く。二次製品によるフラップゲートを設置する程度とする。 (2) 水理・構造計算はフラップゲート以外の河川管理区域内の構造物（堤体内の管渠等）を対象とする。 (3) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。 1-2 河川横断物設計（現場打ち、二次製品） (1) カルバート構造とし、設計荷重は2～10t程度とする。 (2) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。 1-3 道路取付設計 (1) 取付先は単車線道路との単純交差とし、T字交差点とする。右折レーンは設けない。 (2) 設計延長は本線L=50m、耕作道L=25m程度とする。 (3) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ

掲載項
第1 1 編 森林整備
第1章 総則
[独自基準]

令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）

1－3 設計表示単位
「業務委託積算基準総則第1章第2節2－3設計表示単位」による他、森林整備独自歩掛については次表のとおりとする。

項目	種別	細別	積算表示		契約表示		備考
			単位	数値	単位	数値	
(省略)							
治山調査	山腹調査	アンカー工引抜試験	本	1	本	1	
治山測量	山腹工の測量	踏査選点（山腹測量）	ha	0.01	ha	0.01	
		山腹平面図測量	ha	0.01	ha	0.01	
		山腹縦断測量	m	1	m	1	
		山腹横断測量	横断	1	横断	1	
		平面図作成（山腹測量）	件	1	件	1	
	溪間工の測量	踏査選点（溪間測量）	km	0.01	km	0.01	
		中心線測量（溪間測量）	km	0.01	km	0.01	
		縦断測量（溪間測量）	km	0.01	km	0.01	
		横断測量（溪間測量）	km	0.01	km	0.01	
		構造物計画位置横断測量（溪間測量）	横断	1	横断	1	(林野庁要領改定に伴う変更)
	平面図作成（溪間測量）	件	1	件	1		
治山地すべり防止測量	地すべり測線測量（治山）	km	1	km	1		
治山測量共通	打合せ協議	件	1	件	1		
(省略)							
林道施設 災害調査 等業務歩掛	打合せ協議	打合せ協議（林道災害）	業務	1	業務	1	
	調査・設計	調査・設計（林道災害）	路線	1	路線	1	
	発注者支援業務 測量	資料修正（林道災害）	路線	1	路線	1	
		計画準備（林道災害）	路線	1	路線	1	
		測量（林道災害）	路線	1	路線	1	
		土質区分調査（林道災害）	m	1	m	1	
構造物調査等（林道災害）	m	1	m	1			

令和8年度改正（令和8年1 0月1日以降適用）

1－3 設計表示単位
「業務委託積算基準総則第1章第2節2－3設計表示単位」による他、森林整備独自歩掛については次表のとおりとする。

項目	種別	細別	積算表示		契約表示		備考
			単位	数値	単位	数値	
(省略)							
治山調査	山腹調査	アンカー工引抜試験	本	1	本	1	
治山測量	山腹工の測量	踏査選点（山腹測量）	ha	0.01	ha	0.01	
		山腹平面図測量	ha	0.01	ha	0.01	
		山腹縦断測量	m	1	m	1	
		山腹横断測量	横断	1	横断	1	
		平面図作成（山腹測量）	件	1	件	1	
	溪間工の測量	踏査選点（溪間測量）	km	0.01	km	0.01	
		中心線測量（溪間測量）	km	0.01	km	0.01	
		縦断測量（溪間測量）	km	0.01	km	0.01	
		横断測量（溪間測量）	km	0.01	km	0.01	
		構造物計画位置横断測量（溪間測量）	横断	1	横断	1	
	平面図作成（溪間測量）	件	1	件	1		
治山地すべり防止測量	地すべり測線測量（治山）	km	0.01	km	0.01		
治山測量共通	打合せ協議	件	1	件	1		
(省略)							
林道施設 災害調査 等業務歩掛	打合せ協議	打合せ協議（林道災害）	業務	1	業務	1	
	調査・設計	調査・設計（林道災害）	路線	1	路線	1	
	発注者支援業務 測量	資料修正（林道災害）	路線	1	路線	1	
		計画準備（林道災害）	路線	1	路線	1	
		測量（林道災害）	路線	1	路線	1	
		土質区分調査（林道災害）	km	0.001	km	0.001	
構造物調査等（林道災害）	km	0.001	km	0.001			

令和8年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和7年度現行（令和8年9月30日まで適用）	令和8年度改正（令和8年10月1日以降適用）
第11編 森林整備 第4章 設計業務 [独自基準]	[2] 独自基準 治山林道必携(調査・測量・設計編) 1 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領 第4部 設計業務 第1章 設計業務積算基準 1-1 適用範囲 以下を追記する。 林道関係事業における2車線林道、トンネル、一般構造物の設計業務においては「業務委託積算基準第3編土木設計業務」による。 1-2 業務委託料 1-2-2 業務委託料構成費目の内容 (令和8年6月1日以降適用) 2 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く。）及び間接原価からなる。 1-3 業務委託料の積算 ～ 1-4 設計変更の積算 「業務委託積算基準第3編第1章」による。	[2] 独自基準 治山林道必携(調査・測量・設計編) 1 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領 第4部 設計業務 第1章 設計業務積算基準 1-1 適用範囲 以下を追記する。 林道関係事業における2車線林道、トンネル、一般構造物の設計業務においては「業務委託積算基準第3編土木設計業務」による。 1-3 業務委託料の積算 ～ 1-4 設計変更の積算 「業務委託積算基準第3編第1章」による。